

【ネーミングライツ】よくある質問 Q&A

令和6年 4 月

韮崎市 財務政策課 政策調整担当

Q1. ネーミングライツとは？

市の施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利（命名権）のことです。市は、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」と言う。）から、その対価等（命名権料だけではなく、施設等で利用可能な製品等の提供や役務の提供なども対象。（以下、「ネーミングライツ料」と言う。））を得て、施設の維持管理に役立てるものであります。

なお、本市の導入実績は下記のとおりです。

施設名	ネーミングライツ・パートナー	正式名称
東京エレクトロン 韮崎文化ホール	東京エレクトロンテクノロジー ソリューションズ 株式会社	韮崎市文化ホール

Q2. 導入する目的・必要性は？

令和5年3月に作成した『韮崎市第7次総合計画後期基本計画』において、歳入確保として、ネーミングライツの積極的な導入をうたっています。市としては、厳しい財政情勢の中、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を行い、また、民間の資源やノウハウ等を活用することで、施設の魅力を高めることや地域の活性化を図ることを目的としています。

Q3. ネーミングライツ・パートナーにとってのメリットは？

- ・ メディア等への露出による、企業名や商品名の認知度向上
- ・ スポーツや文化振興などを通じた地域貢献
- ・ 施設利用者との接点の確保

などが考えられます。その他、施設内での製品の展示や企業広告、ポスター等の掲示などの特典を付与させていただきます。

Q4. 導入される施設や事業はどのようなもの？

市が所有するすべての施設等(スポーツ施設、文化施設、公園、道路など)とし、施設の一部や付属する設備・工作物、車両であっても可能とします。また、イベント等のソフト事業も対象とします。

ただし、次に掲げる施設等は対象外となります。

- 1) 庁舎、学校、公民館、病院など導入することで行政の公平性や中立性が損なうとの誤解を受ける恐れがある施設。
- 2) 施設の性格上、ネーミングライツの導入施設として適当でないと市が判断した施設(史跡、文化財、公営企業会計の施設、寄贈品が多い施設等)、又は既に公募等により愛称が付されており、その名称が広く市民に親しまれている施設。

また、提案に係る施設が指定管理者制度を導入している場合は、あらかじめ当該指定管理者と協議の後、募集を行うものとします。

Q5. ネーミングライツに付与する愛称の条件は？

企業名、商品名などを冠している等、市民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい名称(愛称)としてください。また、利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間内において愛称の変更はできません。

なお、施設特定型の場合は、愛称の一部に用いる字句を指定している施設があります。また、市道等の場合は企業名を入れた名称の標示が、当該市道等の「位置を示す情報」として適当と認められることが必要です。なお、愛称は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

Q6. ネーミングライツ・パートナーの選定方法は？

施設ごとに選定委員会を設置して優先交渉者※を決定します。

主な審査項目は企業等の状況(経営状況、活動の実績、地域振興等)、応募等内容(愛称(施設イメージとの整合、親しみやすさ等)、地域貢献、応募条件(応募金額、期間))で、応募企業が1社の場合でも選定委員会を開催し、審査を行います。なお、審査の結果、優先交渉者を選定しないこともあります。

※優先交渉者: 応募者等のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ市も有利な条件で協定を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が協定に係る交渉をする者をいいます

Q7. 愛称等の使用開始はいつ？

新愛称の使用開始時期は、ご応募の半年後以降を目途にしています。ただし、選定委員会の状況、協定に向けた交渉の経過により新愛称使用開始の時期が遅れることがありますので、ご了承ください。

Q8. 提案施設型はどのような方法？

地域貢献に参加いただく選択の幅を広げることを目的に、施設を特定したネーミングライツに加え(特定施設型)、対象となる施設等を特定せず、ネーミングライツの趣旨に即した企画提案を企業等から、随時受け付けるものです。対象施設及び事業の中から提案者が任意に選択できます。施設例として、韮崎市が所有する市民交流センター等大型施設のほか、市道、公衆用トイレ、各種イベントなどを想定しています。また、提案施設型の場合、ネーミングライツの対価は金銭に限らず、利用可能な製品等の提供や役務(サービス)の提供なども対象とします。

その他にも、施設内の一部・一室のみでも対象になる場合がありますので、「この施設は対象になるの?」といったアイデアがありましたら、是非ご相談ください。

Q9. 応募する企業等がない場合は？

ホームページや広報等に掲載するほか、様々な機会をとらえてPRに努めます。

また、制度等の説明にもお伺いさせていただきますので下記問い合わせ先までお気軽にお問い合わせください。

Q10. ネーミングライツ料の算定方法は？

対象となる施設の規模、利用者数、広告効果、他の自治体の類似施設の契約金額などを勘案し、施設ごとに設定します。

なお、提示額は市としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

また、Q8でお答えしたとおり、提案施設型の場合は、対価は金銭以外にも維持管理費等に係る製品等の提供や清掃などの役務(サービス)の提供などを対象とすることも可能とします。

Q11. 協定期間ごとに名称が変わることによる影響は？

協定期間は原則として3年以上とし、できるだけ長期となるように努めます。

（イベントなどのソフト事業については、一連の事業が終了する日までとします。）

また、協定期間の終了に際しては、ネーミングライツ・パートナー様の希望により優先的に協定更新できるものとし、名称が頻繁に変更されないよう努めます。なお、名称を変更する場合には、新名称の周知に努めるとともに、新名称が定着するまでの間は旧名称を併記するなどの配慮を行います。

Q12. ネーミングライツ・パートナーに次回の優先的協定更新できる理由は？

次の理由から、ネーミングライツの導入に当たっては、ネーミングライツ・パートナー様と長期のパートナーシップを築くことが望ましいと考えています。

- ・ 施設利用者の利便から、施設名称が頻繁に変更されないことが望ましい。
- ・ 施設名称の変更は、施設表示等の変更を伴い、経費を要する。なお、協定の更新に当たっては、応募時の提出書類に準じた書類を確認するなど適正な協定となることを担保します。

Q13. 看板等の表示の変更は？

施設名称の変更に伴う看板等の表示変更については、これに係る費用をネーミングライツ・パートナー様にご負担いただくこととし、次のように取り扱います。

- ・ 建築物の表示を含む施設敷地内の表示について、新名称に変更をする。
- ・ 敷地外、道路標識の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示とします。また、新規看板等の設置については、設置の可否を含めて協議します。
- ・ ホームページの表示変更は、協定締結後に作成する分からとします。印刷物については、残部数や改訂時期などを考慮し、協議のうえ変更時期を決定します。また、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

Q14. 問い合わせ先及び書類の提出先

〒407-8501 韮崎市水神一丁目3番1号

韮崎市 財務政策課 政策調整担当

TEL:0551-22-1111(内線 355・356)

FAX:0551-22-8479

メール:seisaku@city.nirasaki.lg.jp

（土日祝日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）